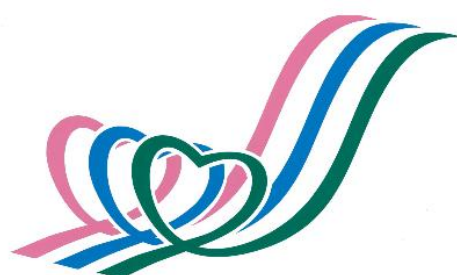


但馬訪問看護ステーション

重要事項説明書（精神）

（医療保険用）



Tomoni Ikiru Kai

医療法人共生会（ともにいきるかい）

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人共生会(ともにいきるかい)
代表者氏名	齋藤 浩記
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒088-3465 北海道川上郡弟子屈町川湯温泉 4 丁目 8-30 015-483-3121
法人設立年月日	平成 8 年 3 月 11 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	但馬訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	2864890062
事業所所在地	667-0021 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1219-8
連絡先 相談担当者名	079-662-2438 管理者 加芝 理絵
事業所の通常の 事業の実施地域	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	主治医より訪問看護が必要と判断されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。
運営の方針	ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。 ただし、1 月 1 日・1 月 2 日は除く。
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	事前に必要と判断される場合、365 日対応可能な体制
サービス提供時間	電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制

(5) 事業所の職員体制 (令和 8 年 9 月現在)

	常勤	非常勤	合計
管理者	1 名	0 名	1 名
保健師	0 名	1 名	1 名
看護師	7 名	4 名	9 名
准看護師	2 名	0 名	2 名
作業療法士	2 名	0 名	2 名
精神保健福祉士	1 名	0 名	1 名

3 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所 在 地 養父市八鹿町八鹿 1 2 1 9 - 8 担 当 藤原 健太郎 電話番号 079-662-2438
【市町村（保険者）の窓口】 豊岡市健康福祉部 高年介護課	所 在 地 兵庫県豊岡市立野 12 番 12 号 電話番号 0796-24-2401（土日祝休み）
【市町村（保険者）の窓口】 養父市健康福祉部 保健医療課	所 在 地 養父市八鹿町八鹿 1675 電話番号 079-662-3165
【市町村（保険者）の窓口】 朝来市健康福祉部 高年福祉課	所 在 地 朝来市和田山町東谷 213 番地 1 電話番号 079-672-6124
【市町村（保険者）の窓口】 香美町役場 健康福祉	所 在 地 美方郡香美町香住区香住 870-1 電話番号 0796-36-1111
【市町村（保険者）の窓口】 新温泉町 障がい者福祉	所 在 地 美方郡新温泉町浜坂 2673-1 電話番号 0796-82-3111
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会	所 在 地 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 号 電話番号 078-332-5601 受付時間 9:00～17:00（土日祝休み）

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
② 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の27日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)利用者指定口座からの自動振替 (イ)現金支払い（事業者指定場所） イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から14日以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※ その他の費用について 交通費やキャンセル料はいただいております。

5 自立支援医療について

自立支援医療とは、心身の障がいの治療するために必要な医療費の自己負担を軽減し、地域での治療が適切に継続されるよう支援する公費負担医療制度です。この制度は病院や診療所の通院だけでなく訪問看護を利用している方も対象になります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 藤原 健太郎 イ 連絡先電話番号 079-662-2438 ウ 受付日及び受付時間 平日 9:00～17:00
--	--

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	加芝 理絵
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

緊急連絡先	主治医指名	堀尾 敦彦
	所属医療機関	医療法人共生会 但馬病院
	住所 電話	兵庫県養父市八鹿町上網場 1 5 5 0 7 9 - 6 6 2 - 2 6 3 1
	連絡先 氏名	
	住所 電話	

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者特別約款
補償の概要	訪問看護事業者向け損害賠償

10 サービスのご利用方法

- (1) サービスの利用開始 訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。
- (2) サービスの終了
 - ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに、事業所までお申し出ください。
 - ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合

があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

- ③ ご利用者様が介護保険施設等に入所した場合や、亡くなられた場合等
その際は事務所までお申し出ください。

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

(3) その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止変更する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。
- ・天候や交通事情等が不良の場合は、ご連絡したうえで、訪問を見合わせまたは振替える場合があります。

1 1 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスの完結の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

1 2 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 3 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
訪問時間及び説明場所	～		

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	兵庫県養父市八鹿町八鹿 1 2 1 9 - 8	
	法人名	医療法人 共生会	
	代表者名	齋藤 浩記	印
	事業所名	但馬訪問看護ステーション	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受け訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

私は利用者が受付開始に同意したことを確認しましたので、利用者に代わって署名を代行します。

代理人	住所			
	氏名	印		
	利用者との続柄		連絡先	